

平成26年度内閣府防災部門予算案

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	前年度 予算額	26年度 決定案	対前年 増△減額
○ 災害予防	609	716	107
社会全体としての事業継続体制の構築	65	62	△ 3
防災を担う人材の育成、訓練の充実	127	152	25
実践的な防災行動定着のための国民運動〔新規〕	-	97	97
火山防災対策の推進	35	56	21
地区防災計画の全国展開〔新規〕	-	35	35
地震対策の推進	280	262	△ 18
大規模水害対策の推進	27	21	△ 6
防災計画に関する調査・検討	34	10	△ 24
防災ボランティア連携推進	41	21	△ 20
○ 災害応急対応	2,588	2,186	△ 402
中央防災無線網の整備・維持管理等	2,398	1,698	△ 700
災害対応業務標準化の推進〔新規〕	-	33	33
防災情報の収集・伝達機能の強化〔新規〕	-	239	239
民間船舶を活用した医療機能の実証訓練〔新規〕	-	51	51
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	179	137	△ 42
愛知県地災害対策本部設置のための施設整備に必要な設計検討〔新規〕	-	7	7
広域防災拠点整備に係る調査検討	12	11	△ 1
官民が連携した物資調達の仕組み構築検討〔新規〕	-	10	10
○ 災害復旧・復興	1,179	1,208	29
被災者台帳の整備・推進〔新規〕	-	26	26
被災者の住まいのあり方に関する検討	11	13	2
災害時要援護者対策、避難所の運営状況等に関する取組状況調査	20	15	△ 5
円滑な復旧・復興に向けた取組の強化	7	12	5
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	202	202	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	200	200	0
○ その他	655	1,178	523
第3回国連防災世界会議の開催〔新規〕	-	508	508
国際関係経費	177	190	13
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	226	228	2
合 計 (*前年度限りの経費合)	* 5,833	5,288	△ 545

(注)四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災分)96億円、及び災害救助費等負担金等475億円は、復興庁一括計上。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成26年度予算案 135百万円(127百万円)

事業概要・目的

平成24年7月の中央防災会議「防災対策推進検討会議 最終報告」を踏まえ、国、地方を通じ、防災についての経験のある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「自然災害に迅速・的確に対応できる人材」、「国・地方のネットワークを形成する人材」の育成を図る。

事業イメージ・内容

- 地方公共団体・指定公共機関の防災担当の職員が、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を受講することで、防災に対する人材を育成し、国と地方の連携強化を図る。
- 国・地方公共団体の職員や、地域の自主防災組織のリーダーとして見込まれる者に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点」を活用した研修や、各地域へ出向いた研修を行い、それぞれの役割に応じて必要とする防災の知見を得るとともに、将来的には、研修内容の標準化などを行い、地方が独自に研修を行えるような環境を整える。
- 国内の大学（防災関係）等と防災に関する協力について具体的に検討するための委員会を設置する。

【平成25年度からの変更点】

- 平成25年度の研修によって得られた研修経験や調査の結果をカリキュラムへ反映させる。
- 外国におけるICSや防災組織に関する調査事例を活用して、研修のカリキュラムに反映させる。

期待される効果

- 国及び地方において防災のスペシャリストとなる人材が育成される。
- 自然災害に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上する。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となる。
- 国内の大学（防災関係）等と協力することで、災害時には最新の研究成果の提供、人材派遣等の協力を受けやすくなる。

実践的な防災行動定着のための国民運動 <<優先課題推進枠>>

平成26年度予算案 97百万円 ※新規

事業概要・目的

国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション（動機）」向上のための取組が重要であるとの認識のもと、以下の施策を展開する。

○教育～共有デジタルコンテンツの作成と体験型教育

- > 各省庁や地方公共団体、民間団体等様々な主体による既存の防災に関する取組を参考にし、共有デジタルコンテンツを開発する。
- > 防災関連の記念日を活用し、津波避難を始め具体的な災害対策について、国民自らが考えるきっかけとなるような訓練・広報イベント等を実施する。

○情報～防災関連情報のポータルサイトの開設

- > 様々な主体の情報発信と連携を促進するためのポータルサイトを開設・運営し、防災教育を促進する。

○動機～防災リーダー育成とモチベーション（動機）向上

- > 国民に対する普及啓発のハブとなる人材を全国から選出し、優良事例の共有、モチベーション向上のための表彰、連携の促進などを行うイベントを開催する。
- > 広く国民から防災を啓発するアイデアを公募し、表彰することにより、国民自らが防災について考える機会を提供する。

事業イメージ・具体例

共有デジタルコンテンツ

多様な主体が自由に活用できるデジタルコンテンツを開発・運用

津波避難訓練等

国民が津波避難等具体的な災害対策について考える機会を提供

情報格納

ポータルサイト

防災に関する情報を網羅的に見ることができ、防災リーダーの情報発信・連携を促進。

情報格納

活用

防災リーダー

自主防

ボランティア

関係者

学校

企業

...

防災リーダー育成の場

モチベーション向上のための表彰、全国の優良事例の共有と連携の促進

防災啓発アイデアの表彰

防災について考える機会の提供

発掘

防災教育

防災教育

防災教育

国民

期待される効果

- 国民一人一人の実践的な防災行動が定着し、国全体の防災力の向上が期待される。

地区防災計画の全国展開

平成26年度予算案 35百万円 ※新規

事業概要・目的

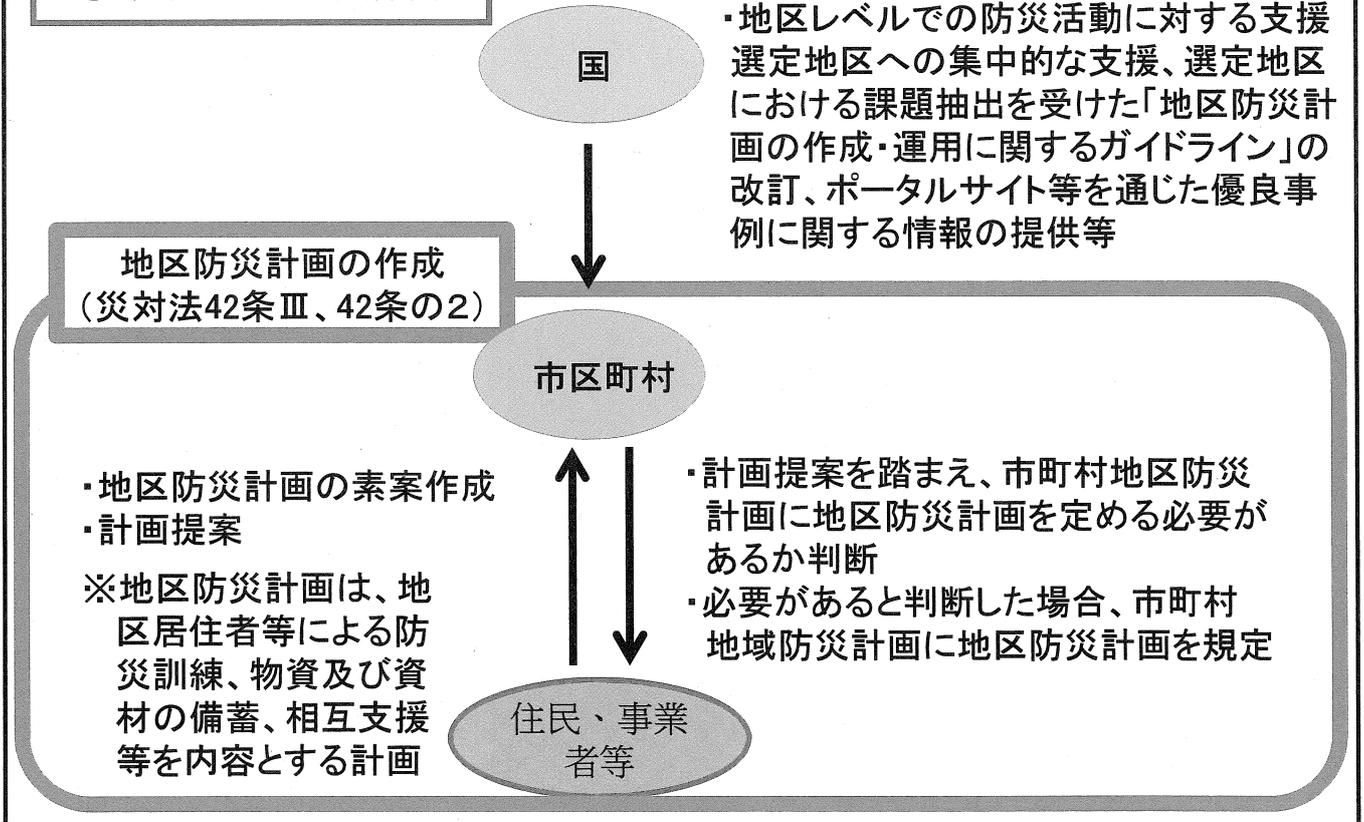
住民や多様な主体の「自助」「共助」の精神に基づく防災活動は、地域防災力の向上の観点から極めて重要。

南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害等が発生した場合、住民の避難、避難所の開設・運営等は、「公助」と連携しつつ、地域コミュニティが自ら計画的に行える体制づくりが喫緊の課題。

このため、平成25年災対法改正において、コミュニティレベルで共同して行う防災訓練や住民等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、相互支援等を内容とする地区防災計画制度が規定されたところ（平成26年4月施行予定）。

上記を受け、全国からコミュニティレベルでの防災活動に取り組んでいる地区を選定し、各地区における地区防災計画の作成及びそれに基づく防災訓練を通じて課題を抽出するとともに、優良事例として広くPRすることによって、地区防災計画制度の全国展開を図るための調査を実施。

事業イメージ・具体例



期待される効果

「自助」「共助」の精神に基づく、地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進。

防災ボランティア連携促進

平成26年度予算案 21百万円（41百万円）

事業概要・目的

○ 東日本大震災では従前のボランティア環境整備の取組が効果を発揮した一方で、様々な課題や論点が浮き彫りになった。特に、被災地域が広大だったことに起因する広域での連携の重要性が指摘され、地域を超えたボランティア団体等の連携促進が喫緊の課題。



有識者・活動者による「防災ボランティア活動検討会」において、首都直下地震を想定して、中間支援組織の中核機関が機能を喪失する事態への対応、帰宅困難者への対応、企業によるボランティア活動の促進などの課題を整理し、実践的な訓練を通じてその課題解決の方向性を抽出し、対策をまとめる。

事業イメージ・具体例

○ 防災ボランティアの交流促進

「防災とボランティアの日」に合わせて、多様な主体の「共助」の防災活動の普及啓発を目的として、活動者・支援者による意見交換及び発表会を実施し、ボランティア実践者の裾野を広げる取組を行う。

○ 防災ボランティアに係る訓練

有識者・活動者による「防災ボランティア活動検討会」を活用し、平成25年度に実施する南海トラフ巨大地震を想定した広域連携モデル訓練を通じた課題の検討・分析を受け、平成26年度は首都直下地震を想定した訓練を実施し、各地域が自発的に広域訓練を実施可能となるようなモデルを策定し、全国に普及させる。

期待される効果

- 大規模災害時に、多様な活動主体が広域で連携できる環境が整備される
- ボランティア活動の実践者の裾野が広がる

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成24年度末現在)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	5	66	1,000円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	2	17	2,500円/時	有 (6時間/日)
3	岩手県	11	125	1,530円/時	無
4	宮城県	10	49	1,200円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	9	22	1,000円/時	有 (240時間/年)
6	山形県	10	55	1,500円/時	無
7	福島県	12	104	1,600円/時	有 ※予算の範囲内で
8	茨城県	7	40	1,670円/時	有 (8時間/日)
9	栃木県	14	186	1,500円/時	有 (240時間/年)
10	群馬県	13	61	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有 (240時間/年)
11	埼玉県	38	112	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	25	145	1,660円/時	無
13	東京都	105	428	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で委託団体が上限設定。
14	神奈川県	54	269	1,550円/時(8時~18時) 1,930円/時(上記以外)	無
15	新潟県	23	111	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	2	30	1,320円/時	無
17	石川県	10	86	1,500円/時	無
18	福井県	16	26	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	7	42	1,500円/時	有 (8時間/日)
20	長野県	5	22	1,530円/時	有 ※予算の範囲内で
21	岐阜県	12	94	1,300円/時	有 (240時間/年)
22	静岡県	33	164	1,530円/時	無
23	愛知県	33	106	1,350円/時	有 (600時間/年)
24	三重県	14	58	1,500円/時	有 (240時間/年)
25	滋賀県	21	109	1,470円/時	有 (20時間/月)
26	京都府	29	287	1,500円/時	無
27	大阪府	103	243	1,450円/時	有 (1080時間/年)
28	兵庫県	41	172	1,190円/時	無
29	奈良県	12	35	700円/時	有 (240時間/年)
30	和歌山県	19	95	2,100円/時	有 (240時間/年)
31	鳥取県	8	102	2,500円/時	有 (240時間/年)
32	島根県	22	126	1,670円/時	有 (240時間/年)
33	岡山県	11	104	1,500円/時	有 (8時間/回)
34	広島県	25	200	1,700円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	18	112	1,230円/時	有 (200時間/年)
36	徳島県	9	50	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	8	108	800円/時	有 (194時間/年)
38	愛媛県	13	103	1,400円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	6	34	1,670円/時	無
40	福岡県	23	53	1,200円/時	有 (8時間/日)
41	佐賀県	4	15	2,250円/時	有 (買物や趣味での派遣は概ね2回/月)
42	長崎県	27	182	4,000円/回	無
43	熊本県	18	56	1,530円/時	無
44	大分県	10	42	1,530円/時	有 (240時間/年)
45	宮崎県	9	12	1,600円/時	有 (8時間/日)
46	鹿児島県	16	23	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	19	68	1,540円/時	有 (240時間/年)

941 4749

※広島県、和歌山県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成24年度地域生活支援事業費補助金実績報告

障企自発0325第1号
平成25年3月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
(公 印 省 略)

盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について

平成25年4月1日から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、地域生活支援事業の都道府県必須事業（大都市等の特例により、指定都市及び中核市も含む。）となる「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」については、これまで地域生活支援事業の都道府県任意事業として実施されてきた。このため、各都道府県において実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の研修時間、研修内容等の養成カリキュラムについては、統一されたものがないという状況であった。

平成25年4月1日から「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」が地域生活支援事業の都道府県必須事業になることから、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修会で使用する「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」（別紙1）及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について」（別紙2）を定めたので、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」を実施する際は、本通知の内容を基本に実施されたい。また、関係団体等への周知について、特段の配慮をお願いしたい。

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム

別紙 1

【必修科目 (42時間)】

養成目標	盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、最低限必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	盲ろう者と1対1での外出(買い物・食事などに伴う外出)などの日常生活上の場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【選択科目 (42時間)】

養成目標	必修科目の研修終了に加えて、盲ろう者向け通訳・介助員の役割・責務などについて理解と知識を深めるとともに、多様なニーズや場面に応じた通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	電車、バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や複数の者が参加する講演会、会議などの場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【必修科目 (42時間)】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項(方法・講師など)
講義	盲ろう者概論	2	盲ろう者の障害の状態や程度、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、盲ろう者の現状を理解する。	盲ろう者の人数(全国・各地域) 盲ろうの状態・程度 盲ろうになるまでの経緯 コミュニケーション方法 盲ろう者の地域生活の状況(住居・日中活動・福祉制度)	視聴覚教材などを用い、盲ろう者の全般的な状況について理解できるようにする。
講義 実習	盲ろう疑似体験	2	視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する。	基本的配慮(名前を言う、放置しない、話にあいづちを打つなど)を学ぶための疑似体験	盲ろう疑似体験セット(※)を用いて盲ろう状態を体験するとともに、受講者が基本的配慮を理解できるように討議や助言などの時間を設ける。
講義	視覚・聴覚障害の理解	2	視覚障害や聴覚障害の状態・程度による見え方、聞こえ方の違いを理解し、それぞれに応じた支援の基本姿勢を理解する。	盲ろう障害の発症原因 視覚障害・聴覚障害の状態・程度 見え方・聞こえ方に応じた配慮	視覚障害疑似体験セット(シミュレーションゴーグル・レンズセット(※))、視聴覚教材などを用い、障害の状態と支援の効果を理解できるようにする。
講義	盲ろう者の日常生活とニーズ	2	盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する。	盲ろう者の生育歴・障害歴 日常生活における困難 必要としている支援	盲ろう者による講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点(注1)	8	盲ろう者とコミュニケーションを取る際の留意点について、コミュニケーション方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)ごとに理解する。	各種コミュニケーションの方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)と留意点	地域の盲ろう者のニーズやコミュニケーション方法を踏まえ、地域の実情に合わせたコミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろうコミュニケーション実習(注1)	14	盲ろう者とのコミュニケーションを方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)ごとに、最低限必要な技術を習得する。	各種コミュニケーションの方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)の体験実習	講義「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」の特記事項を踏まえ、盲ろう者とのコミュニケーション体験を中心に組み立てる。
講義	通訳・介助員の心構えと倫理	2	盲ろう者向け通訳・介助員としての盲ろう者への関わり方を理解する。	心構えと倫理(自己決定の尊重、秘密保持など) 対人コミュニケーションの基礎技法(受容・傾聴・共感など)	
講義	盲ろう通訳技術の基本	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術(通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整)	
実習	移動介助実習 I(注2)	2	基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する。	基本姿勢 場面別基本移動介助技術(狭所・段差)	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 I(注2)	4	基本的な通訳・介助の技術を習得する。	移動中の情報提供の方法も含む 場面別基本通訳・介助技術を想定した実習(第三者が介在しない買い物・食事など)	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
講義	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の運用の仕組みやルールについて理解する。	派遣依頼の流れ、報告の方法、トラブル発生時の対応	実施主体の自治体職員、あるいは派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
		42			

【選択科目（42時間）】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項（方法・講師など）
講義	盲ろう児の教育と支援	2	盲ろう児の教育における課題とその支援方法について理解する。	盲ろう児の現状 盲ろう児の教育方法 盲ろう児に対する通訳・介助方法	特別支援学校教員、盲ろう児の親、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	高齢盲ろう者の生活と支援	2	高齢の盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	高齢盲ろう者の現状 高齢盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	介護福祉士、地域包括支援センター職員、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2	視覚と聴覚以外の障害（運動機能障害、精神障害など）を併せ持つ盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	重複盲ろう者の現状 重複盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	理学療法士、精神保健福祉士などの感覚障害以外に関わる専門職の講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者福祉制度概論	2	盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する。	障害者総合支援法の仕組み 通訳・介助員派遣事業の実情 盲ろう者団体も含めた地域の社会資源の状況	実施主体の自治体職員、あるいは受託団体役職員、派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
講義 実習	盲ろう通訳技術の実際	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするための情報伝達の技術を体験的に理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）の実習	ロールプレイなどの体験的手法を用いて実施する。
講義 演習	通訳・介助員のあり方	4	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な支援技術を習得するとともに、社会福祉従事者としての盲ろう者向け通訳・介助員の役割を理解する。	盲ろう者の心理や通訳場面に応じた盲ろう者向け通訳・介助員の責務	事例検討の手法を用いて実施する。
講義	盲ろう者の通訳技法と留意点 (注1)	6	盲ろう者へ通訳をする際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーション別の通訳方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点	地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろう通訳実習 (注1)	8	盲ろう者への通訳を方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、必要な技術を習得する。	各種コミュニケーション方法ごとの通訳（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習	盲ろう者への通訳体験を中心に組み立てる。 地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	移動介助実習 II (注2)	8	応用的な移動介助技術を習得する。	場面別応用移動介助技術（エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用）を想定した実習	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 II (注2)	6	応用的な通訳・介助技術を習得する。	場面別応用通訳・介助技術（第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面）を想定した実習	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
		42			

※別紙2「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項」の「3 研修会で必要な機材について」参照。